

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

R01.8.9 みなかみ町町民福祉課

福祉用具貸与では、軽度者（要介護1以下）について、その状態像から使用が想定されにくい、車いす等の種目は、保険給付の対象外です。（自動排泄処理装置については、要介護2・3も対象外）

ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として福祉用具貸与が行われます。

1. 厚生労働省が定める状態像に該当する場合（町への手続きは不要）

その妥当性については、原則として下表のとおり、要介護認定の認定調査票（基本調査）の直近の結果を活用して客観的に判断することとされています。

対象外種目	貸与が認められる場合	可否の判断基準
ア. 車いす及び車いす付属品 ※(1) (2) のいずれか	(1)日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7：歩行できない
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	（ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断）
イ. 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ※(1) (2) のいずれか	(1)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4：起き上がり「3.できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「3.できない」
ウ. 床ずれ防止用具および体位変換器	日常的に寝返りが困難	基本調査 1-3：寝返り「3.できない」
エ. 認知症老人徘徊感知機器	次の① ② いずれにも該当する者 ① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある。 ② 移動において全介助を必要としない	① 基本調査 3-1：意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 ／または 3-2～3-7：記憶・理解のいずれか「2. できない」 ／または 3-8～4-15：問題行動のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 ② 基本調査 2-2：移動「4. 全介助」以外
オ. 移動用リフト（つり具の部分を除く） ※(1) ～(3) のいずれか	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8：立ち上がり「3. できない」
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2-1：移乗「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	（ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断）
カ. 自動排泄処理装置	次の① ②いずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者 ② 移乗が全介助を必要とする者	① 基本調査 2-6：排便「4. 全介助」 ② 基本調査 2-1：移乗「4. 全介助」

※ 表中の「可否の判断基準」に該当する基本調査基準に該当する基本調査の結果が確認できた場合、必

要な理由を居宅サービス計画に記載し、必要に応じて随時、サービス担当者会議を行い、その必要性について検討し、必要な福祉用具の貸与を利用する。

- ※ サービス担当者会議において、利用者の同意を得た上で、認定調査を実施した日及び例外給付となる基本調査の結果を関係者に伝達するとともに、ケアマネージャーはサービス担当者会議録にその内容を記載し、福祉用具貸与事業所に配布する。
- ※ 該当する基本調査項目がない、「**ア.車いす及び車いす附属品（２）**」もしくは、「**オ.（３）移動リフトのうち段差解消に係るもの**」については、主治医からの意見をふまえつつ、福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を開催するなど、適切なケアマネジメントを通じ、指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者により判断することとされておりますので、町への書類提出の必要はありません。
- ※ 必要に応じて算定の根拠を確認させていただく場合がありますので、例外給付の根拠が分かるように関係書類を計画書と併せて保存し、書類を整備しておいてください。

参考

電動車いすを利用する場合、単なる気分転換や閉じこもり防止の目的ではなく、利用者自身の日常生活を営む目的で利用されること。（例えば、買い物や通院など利用者自身で行うことができるようになり、その行為に対して、訪問介護や外出介助の利用が不要、または減ることになるなど）

2. 医学的所見に基づく状態像による判断（町への手続きが必要）

1の表にかかわらず、次の i、ii、iii のいずれかの状態に該当することが医師の医学的所見（主治医意見書・診断書等）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断される場合は、必要確認書類を町へ提出し、確認を受けてください。

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に告示に定める福祉用具が必要な状態に該当する。
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
iii	疾病のその他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

【確認書類】

1. 軽度者に対する福祉用具貸与に係る届出書
2. サービス担当者会議の要点（ケアプラン4表またはE表別表）・・・会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることが判断されていることを確認できるもの

3. 医師の医学的な所見に基づき判断されていることが確認できるもの

4. ケアプラン1～3表（要介護）またはA～D表（要支援）

【留意事項】

・原則として、利用を開始する前に確認書類を提出し、確認をうけてください。ただし、末期がん等の早急な対応が求められる場合や医学的所見の確認に時間がかかる場合など合理的な理由があれば、貸与開始の遡及を認める場合がありますので、町まで事前にご連絡ください。

・新規に貸与を開始するほか、要介護認定の更新・変更等の結果、再度軽度者の対象となり認定有効期間が変更したときは、改めて軽度者の申請が必要となります。

参考

医学的所見に基づく具体的な状態像や疾患の事例

以下は、あくまでも例あり、実際の申請に際しては医学的な所見によって、利用者が該当する状態像を判断します。

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容
i 状態の変化	特殊寝台	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	特殊寝台	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	床ずれ防止用具	
移動用リフト		
ii 急性増悪	特殊寝台	末期がんで、急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状況に至り、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	移動リフト	
iii 医師禁忌	特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。医師からも必要性を指示されている
	特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。医師からも必要性を指示されている。
	床ずれ防止用具	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。医師からも指示されている。
	体位変換器	
	移動用リフト（昇降座椅子）	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、たち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフト必要性を医師からも指示されている。

